

川口市監査告示第18号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年5月17日

川口市監査委員

澤野 高雄

同

金井 洋

川口市監査委員職務執行者

榊原 秀忠

同

芝崎 正太

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市

2 請求書の提出日

令和5年3月24日

3 請求の要旨

請求の要旨は、次のとおりである。なお、表記は請求人が提出した職員措置請求書からの引用である。

(1) 請求人

請求人は、川口市に住民票がある市民である。

(2) 本件監査請求概要

新型コロナウイルスワクチンに関して、予防接種法（昭和23年法律第68号）、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）、インフォームドコンセントに関し医師法（昭和23年法律第201号）及び予防接種法等、生物兵器禁止条約並びに憲法違反が構成されており、また、これら違法性の件につき、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に当たらない場合でも不当性の要件を充足する可能性がある。

川口市長及び新型コロナウイルスワクチン接種推進室長を請求の対象とし、4歳以下市民への接種券一律個別送付、市が実施主体となる市長と4歳以下市民の親権者を契約当事者とするワクチン接種準委任契約及び川口市とワクチン接種実施医療機関を契約当事者とする委託契約に関して、直接損害として、①接種券の一律個別送付の経済的合理性の欠如、②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）違反の無効な感染症発生届を

前提とした予防接種によるワクチン接種実施医療機関との予防接種委託料の支払い義務の履行、③不法行為責任に基づく損害賠償債務の発生と市民の精神的損害に関し債務不履行責任に基づく損害賠償債務の発生、④予防接種法違反などを前提とした予防接種契約により、予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付といった損害が、また、間接損害として、将来の市内人口減少による固定資産税や住民税徴収額の減少といった損害が市に生じることから、ワクチン接種券の送付を申請制とし、また、予防接種法違反などの違法違憲性の問題が解消されるまで予防接種契約の一次中断若しくは違法性の解消を請求する。

(3) 違法性について

ア 予防接種法第2条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足

臨時接種の要件（予防接種法第6条）として、「まん延予防上緊急の必要があると認めるとき」と規定されており、緊急性と集団予防が要件となっていることから、感染予防効果が不確定な新型コロナウイルスワクチンは、予防接種法第2条に規定される臨時接種区分が不適当になる。

また、HER-SYS（新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム）に感染症名（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。))の表記が存在しないので、感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いており、この要件を欠いた発生届を保健所が知事に報告する行為は虚偽公文書作成等罪、知事がHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書行使等罪を構成する。よって、今まで行われてきたHER-SYS発生届はすべて無効であるので、予防接種法附則抄第7条に規定される「まん延予防上緊急の必要があると認めるとき」に該当しない。

イ 薬機法第66条及び第68条違反

(ア) ニューヨークの最高裁判所などで、新型コロナウイルスワクチンに感染予防効果が認められないので、ワクチンパスポートは違憲という判断が出た。しかしながら、厚生労働省（以下「厚労省」という。）、岸田首相及び首相官邸は感染予防効果を宣伝している。

(イ) 厚労省がワクチンに感染予防効果があるという判断をしたときの書類を保有していない旨の不開示決定文書がある。

(ウ) 市が毎月作成している「広報かわぐち」の「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」という記事は、HER-SYS 発生届が無効であることから、図表を作成・掲載した市担当者に虚偽公文書作成行使等罪該当が推定され、また、重症化予防を目的とした「新型コロナワクチン接種のお知らせ」という記事は、薬機法第66条、第68条違反又は偽造公文書作成行使等罪該当が推定される。

(エ) ファイザー社は、ワクチンに関する有害事象を把握しながら厚労省に報告していないことから薬機法第68条の10第1項違反を構成している。

ウ インフォームドコンセントに関し、医師法、予防接種法、医療法（昭和23年法律第205号）及び憲法違反

(ア) 新型コロナウイルスワクチン接種券を送付している市長と新型コロナウイルスワクチン接種推進室長に、身内の接種でのインフォームドコンセントに関し、不利益事項の不告知は、医師法、予防接種法第23条第3項及び第5項、医療法第1条の4第2項違反であると主張した質問状を、日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長に提出した要望書を引用し提出した。市長と新型コロナウイルスワクチン接種推進室長からは、医師法、予防接種法第23条第3項及び第5項、医療法第1条の4第2項違反の点につき、当事者の同意署名、有効性の件を除き返信がなかった。

新型コロナワクチンの製造業者が判決により賠償を命じられる場合に備え、ワクチン製造業者に対して国が補填する契約を締結することができるが、一時金など損害賠償が不服である場合は、実施主体である市町村またはワクチン製造業者が民事訴訟で訴えられることから、不利益事項の不告知は、契約の当事者相手方である川口市長による違憲違法行為である。

(イ) 4歳以下の件について詳細

令和4年11月11日以降に送付されてくる4歳以下接種券には、発症予防効果について、「期待できるとされてます」と記載されている

だけであって、次のような不利益事項の記載が一切されていない。

Dr Clare Craig によると、4,526 名の治験のうち 3,000 名が除外された。実験の結果は接種者のほうが感染するというものだった。

CDC（アメリカ疾病予防管理センター）の統計には、生後 6 か月から 4 歳の 10 万人あたりの陽性者数において、接種をしたほうが陽性率が高いとある。5 歳から 11 歳までのデータにおいても接種の有無による感染（発症）予防効果は見られないとある。また、令和 4 年 3 月 10 日での奈良県議会厚生委員会において、健康な子どもが新型コロナウイルス感染症での死亡は 0 件だが、新型コロナウイルスワクチン接種では 5 人（因果関係不明）と言及されていた。

エ 生物兵器禁止条約違反

日本は生物兵器禁止条約の加盟国であり、条約執行のため、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和 57 年法律第 61 号。以下「生物兵器禁止法」という。）があり、mRNA SARS-CoV-2 ワクチンは弱毒化されていないので、生物兵器禁止法第 2 条第 3 項の「生物兵器」に当たり、生物兵器禁止法第 4 条の禁止行為に当たる。これにより、市と接種実施医療機関を契約当事者とする委託契約は、契約の目的物が生物兵器禁止条約、生物兵器禁止法に該当する目的物を客体とする契約に当たり、生物兵器禁止法第 4 条第 2 項違反を構成する。

オ 憲法違反

製造会社に対する免責は、秘密契約の形で行われているため憲法第 8 5 条違反であり、憲法第 31 条の適正手続きを間接的に侵害している。

また、特例承認取消訴訟において、被告国は請求原因事実について認否すらしておらず憲法第 32 条違反。さらに、植民地傀儡政権により Twitter 社へのコンテンツ削除が求められており、SARS-CoV-2 ワクチンに関するコンテンツが含まれていれば、憲法第 21 条違反を構成する。

（４）不当性について

ア 接種率の低さ

5 歳以上 12 歳以下の接種率は、埼玉県では 20 パーセント代前半で、4 歳以下は接種率がさらに低い可能性が見込まれる。

イ 職員の不作為

上記（３）違法性の要件につき、必ずしも違法に当たらない場合でも不当性の要件を充足する可能性がある。なぜなら、地方公務員は告発義務があるところ、予防接種法違反、薬機法第６６条及び第６８条違反並びに刑法（明治４０年法律第４５号）第１５６条成立の可能性、医師法、予防接種法第２３条第３項及び第５項、医療法第１条の４第２項違反にもかかわらず、何もせずの不作為により歴史上最大の薬害を放置し、契約当事者として説明義務違反により債務不履行、不法行為を構成するワクチン接種契約を継続しているからである。

ウ 殺人予備罪

（ア）殺人予備罪成立の可能性

ノババックスの組換え蛋白ワクチンでは安全性向上のためフリーン切除部位のアミノ酸配列が変更されているが、契約の目的物（mRNA SARS-CoV-2 ワクチン）は、人工的に挿入したと思われるフリーン切除部位がそのまま入っているので、厚生労働大臣・厚労省局長・分科会担当者に殺人予備罪（刑法第２０１条、同法第１９９条）が成立する可能性がある。

また、厚労省が、ナノ粒子が人間の生殖システムに対して有害であることを解っていたはずなのに遺伝子治療ワクチンの成分である脂質ナノ粒子の使用を承認したこと、製造会社による薬機法第６８条の１０第１項（副作用等の報告）違反や、FDA（アメリカ食品医薬品局）へのファイザー社提出資料の存在と内容について認識していることなどから、主観的要件として厳密に刑法第２０１条、同法第１９９条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、未必の故意の存在が推定される。

（イ）殺人予備罪の片面的幫助や傷害幫助罪主観的要件充足

厚労省による安全性・有効性の判断は、無効な HER-SYS 発生届を前提としたもので不法行為（国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条、民法（明治２９年法律第８９号）第７０９条）を構成していることから、市長と４歳以下市民の親権者を契約当事者とするワクチン接種準委任契約は、契約当事者間における信義則に基づく（民法第

1条第2項) 安全性・有効性に関する説明義務履行が原始的不能となっている。

このような契約を継続する場合、川口市丙と接種実施医療機関丁を契約当事者とする4歳以下を対象とする委託契約を根拠に、準委任契約の目的物(mRNA SARS-CoV-2 ワクチン)を手配準備することは殺人予備罪の片面的幫助や傷害幫助罪の主観的要件充足が推定される。

4 求める是正措置

上記の結果、直接損害として、令和4年11月11日以降に送付されてくる4歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種券の個別一律送付は、経済的合理性を欠いており、感染症法違反の無効な感染症発生届を前提とした予防接種によるワクチン接種実施医療機関との予防接種委託料の支払い義務の履行の発生、不法行為責任に基づく損害賠償債務の発生と市民の精神的損害に関し債務不履行責任に基づく損害賠償債務の発生、予防接種法違反などを前提とした予防接種契約により、予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付といった損害が、また間接損害として、将来の市内人口減少による固定資産税や住民税徴収額の減少といった損害が市に生じることから、ワクチン接種券の送付を申請制とし、また、予防接種法第2条、予防接種法附則抄第7条要件非充足、薬機法第66条・第68条違反、薬機法第68条の10第1項違反、医師法・予防接種法第23条第3項・第5項、医療法第1条の4第2項違反、生物兵器禁止条約違反、憲法第13条・第21条・第25条・第31条・第32条・第85条違反、ニュルンベルク綱領違反の違法違憲性の問題が解消されるまで予防接種契約の一次中断もしくは違法性の解消を請求する。

5 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和5年3月24日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

6 監査委員の除斥

監査委員は、監査委員自ら本件請求に関し告発義務違反を犯したと、また、

この告発義務違反に関し監査委員自ら直接の利害関係にあると認識しておらず、本件請求においては法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を「4歳以下の乳幼児に対する新型コロナウイルスワクチンに係る接種契約及び川口市と接種実施医療機関を契約当事者とする委託契約等」に関連する事務に要した費用及び契約の締結・履行に関する事項とした。

なお、請求人の主張する「11月11日より4歳以下への接種券一律個別送付」に係る措置請求に関しては、令和4年12月19日付けで職員措置請求書が請求人から提出され、既に令和5年2月16日付けで請求人あてに監査の結果を通知しているため、監査の対象から除外した。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市保健部（以下「保健部」という。）とした。

3 監査の実施

保健部職員から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、説明を聴取する等慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述の聴取は、請求人から希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係職員である保健部職員に対し、令和5年4月27日に事実関係の確認のための陳述聴取を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 監査対象となる財務会計行為のうち、市が実施主体となる、市長と4歳以下市民の親権者を契約当事者とする具体的なワクチン接種契約はない。
- (2) 請求人は、国の事務として行っている法令整備や科学的知見、データの

収集方法の不備が、自らの見解により違法又は不当であると主張しているが、市は、国がワクチン接種事業として体制を整備した中で、法定受託事務として、法令等に基づき適切に事業を実施している。

よって、市が回答する立場にはないと考えている。

6 監査の期間

令和5年3月24日から令和5年5月17日まで

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

保健部新型コロナウイルスワクチン接種推進室職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種の仕組み

ア 法令の位置づけ

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）による改正前の予防接種法（以下「旧法」という。）附則第7条第1項及び第2項の規定により、旧法第6条第1項の予防接種とみなされている。また、同条により市が処理する事務については、旧法第29条の規定により、第1号法定受託事務とされている。

また、改正法の施行日である令和4年12月9日からは、ワクチン接種については、改正法による改正後の予防接種法（以下「新法」という。）において、新型コロナウイルス等感染症はA類疾病となり、新法第6条第3項の予防接種の対象とされ、また、同条により市が処理する事務に

については、新法第30条の規定により、第1号法定受託事務とされている。

なお、改正法附則第14条により、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、同日前に行われた旧法附則第7条第1項の規定による厚生労働大臣の指定及び指示は新法第6条第3項の規定により行われた厚生労働大臣の指定及び指示とみなし、かつ、同日前に行われた当該感染症に係る旧法附則第7条第1項の規定による予防接種は新法第6条第3項の規定により行われた予防接種とみなすこととされている。

第1号法定受託事務については、国においてその適正な処理を確保するため、法第245条の9の規定により、事務を処理するに当たりよるべき基準、すなわち処理基準を定めることができるとされており、当該ワクチン接種については、令和2年12月17日付けで厚労省健康局長から各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区长あてに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「手引き」という。）」が処理基準として初めて示されるとともに、令和3年2月16日付けで厚生労働大臣から各都道府県知事を通じて各市町村長及び特別区区长あてに「旧法附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う」旨の指示が発せられ、それぞれ順次、改定がなされている。

手引きには、位置づけとして「本手引きは、予防接種法の規定により第1号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）の事務その他の事項を総合的に示すものであり、当該内容については地方自治法第245条の9に基づく処理基準である。」旨の記載がある。

なお、法定受託事務に係る処理基準は、事務を処理するに当たりよるべき基準であり、市はそれに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものであり、処理基準と異なる事務処理が行われた場合において、法的な義務を果たしていないという評価を受ければ違法とされることもあり得るし、処理基準の内容が法令の解釈に係る場合には、処理基準と異なる解釈による事務処理が法令違反と評価されることもある。

イ 市の主な役割

手引きにおいて、市は、医療機関等との委託契約、医療機関以外の接種会場の確保等、住民への接種勧奨、情報提供、相談受付、健康被害救済の周知、申請受付、給付その他ワクチン接種の円滑な実施に向け必要な役割を担うこととされ、その事務処理に関し詳細な基準が示されている。

(ア) 医療機関等との委託契約

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととされる一方、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者や接種順位の上位となる医療従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、実施体制を整備する必要があるため、全国統一様式の契約書により原則として集合契約の形で契約を行うこととされ、具体的には、市町村は都道府県に対して、集合契約において委託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、都道府県は集合契約の代理人である全国知事会に対して再委任を行うとともに、接種実施医療機関等は、集合契約のとりまとめ団体に対して、受託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、集合契約のとりまとめ団体が集合契約における契約の代理人である日本医師会に再委任を行うことで、全国知事会及び日本医師会がそれぞれ市町村及び接種実施医療機関等の代理人として契約を締結することとされた。

市は令和3年2月5日に埼玉県に委任を行い、全国知事会と日本医師会との間の集合契約は同月12日に締結されている。

なお、当該契約は、関係法令の改正及び手引きの改正の都度、変更されている。

(イ) 医療機関以外の接種会場の確保

市町村は、医療機関での接種以外に、必要に応じて、保健所、保健センター、学校、公民館等の会場を確保するとともに、必要に応じて都道府県の協力を得ながら、医療従事者や物資を確保し、会場の運営を行うこととされた。

市は、新型コロナワクチンの速やかな接種を希望する市民に対応す

るため、医療機関での接種以外に、市として集団接種会場を設けることとし、令和3年5月11日から同年6月13日までは、地域保健センター、生涯学習プラザ、新郷スポーツセンター、北スポーツセンター及び安行スポーツセンターの5か所に集団接種会場を開設、その後同月15日からは5か所の接種会場を1か所に集約し、令和4年7月29日まで旧そごう川口店1階に接種会場を開設した。その後、同年8月2日から9月30日まで鳩ヶ谷庁舎のこども夜間救急診療所に、同年8月12日から同年10月30日まで第一本庁舎1階に、同年10月4日から令和5年3月31日までイオンモール川口3階に、令和4年11月4日から令和5年3月31日までイオンモール川口前川2階に接種会場を開設した。

なお、集団接種会場においてワクチン接種ができる市民は、原則として18歳以上とし、生後6か月から4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）を含む17歳以下は医療機関においてワクチン接種することとしている。

(ウ) 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行うほか、接種実施医療機関等や接種順位等について、随時住民へ情報提供するとともに、ワクチン接種に関する住民からの相談に応じることとされた。

a コールセンター等の設置

市は、令和3年3月1日からワクチン接種に係る相談や集団接種会場における接種の予約に対応するためコールセンターを設置するほか、予約システムの整備、自動応答電話サービスシステムの整備等を行った。

b 接種券の送付

市は、まず、令和3年4月26日から医療従事者等、65歳以上の高齢者、高齢者施設等の従事者及び65歳未満で基礎疾患を有する者に対し、接種券及び接種の案内を一律に送付し、以後、年齢区分などに応じ対象者を抽出した上で順次送付し、令和4年11月11日から乳幼児に対し、一律に送付した。

なお、接種券の送付方法について、手引きには、以下のとおり記載されている。

(a) 印刷物（接種券、予診票、案内等）の準備

市町村は、当該市町村における新型コロナワクチンの接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であることを確認できる「接種券」を発行し、接種の案内とともに対象者に送付する。

(b) 接種券等の印刷及び封入封緘について

接種券等については、住民基本台帳に記載されている者のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者個人ごとに市町村が送付する。

(c) 対象者への周知・啓発

新型コロナワクチンの接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定による公告を行い、接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、使用する新型コロナワクチンの種類、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を厚労省が作成する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等を盛り込んだ資料を活用して、十分な周知を図ること。また、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

(エ) 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てることとされた。

市は、県から割り当てられた新型コロナワクチン等を、接種実施医療機関等の接種可能量等を考慮した上で、接種実施医療機関等へ割り当て、配送している。

ウ 市に認められる裁量

市に認められる裁量は、大きく以下の2点が挙げられる。なお、(イ)については、令和4年10月24日に開催された厚労省主催の自治体説明会において説明されたものであり、市は、令和5年5月8日以降、乳幼児用の接種券の送付を一律個別送付方式から接種希望者からの申請方式へ変更している。

(ア) 接種券の発送は、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、年齢階層別、地域別、あいうえお順などで段階的に送付するなど、それぞれの自治体の実情に合わせた順番や時期とすることができる。

(イ) 乳幼児用の接種券を対象者全員に送付せず、住民からの申請方式のみによる送付も可能である。

(2) ワクチン接種に係る費用等

乳幼児へのワクチン接種に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるもの（対象年齢により区分できないものを含む。）は、以下のとおりである。

ア 医療機関等との委託契約等に基づく費用	5,404,363円
イ コールセンター等の設置等に係る費用	3,757,909円
ウ ワクチンの保管、配送に係る費用	8,797,800円
エ 合計金額	17,960,072円

(3) 予防接種法に基づく健康被害救済制度の仕組み

ア 救済制度について

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとされている。

新型コロナワクチンの接種は、旧法では第6条第3項の予防接種とみなし、新法では第6条第3項の予防接種として予防接種法の規定を適用し行われるものである。

このことから、同法第15条の規定に基づき、市町村長は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行うこととされ、救済給付に係る費用は、

同法第27条第2項の規定により、国が負担することとされている。

なお、同法第15条により市が処理する事務については、旧法では第29条の規定により、新法では第30条の規定により第1号法定受託事務とされている。

イ 給付手続の流れ

請求者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて市町村に対し請求し、請求を受理した市町村は、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において請求された事例について医学的な見地から調査を実施する。

なお、予防接種との因果関係が比較的明らかなアナフィラキシー等の即時型アレルギーの場合で、医師が診療録等を記載した書類を提出した場合には予防接種健康被害調査委員会による調査を省略できる。

その後、市町村に提出された請求書類と予防接種健康被害調査委員会が調査した資料を、市町村は都道府県に進達し、都道府県は厚労省に進達する。厚生労働大臣は、進達された請求について、疾病・障害認定審査会に諮問し認否等についての答申を受け、都道府県を通じて市町村に通知する。

なお、予防接種法に基づく健康被害救済の実施に当たって必要な因果関係の認定は、同法第15条の規定に基づき、厚生労働大臣が専門家の意見を聞いた上で行うこととしているため、申請受理の段階において、各市町村が受診証明書、診断書、診療録等から当該健康被害と予防接種との因果関係を判断する必要はなく、各市町村においては、仮に医療機関等が因果関係は不明又は認められないとしている場合であっても申請は可能であるとされている。

市は、市が実施した予防接種によるものと疑われる健康被害が発生した場合において、当該健康被害について医学的見地から調査するため、健康被害ごとに、川口市予防接種健康被害調査委員会を置いている。

ウ 救済制度に係る費用等

ワクチン接種による健康被害救済に係る費用については、令和5年4月27日現在、報酬、医療費及び医療手当として、1,086,780円である。

なお、救済制度の申請をした者に乳幼児はいない。

2 判断

(1) ワクチン接種の違法性等について

請求人は、ワクチン接種について、直接損害として、①接種券の一律個別送付の経済的合理性の欠如、②感染症法違反の無効な感染症発生届を前提とした予防接種によるワクチン接種実施医療機関との予防接種委託料の支払いの義務の履行、③不法行為責任に基づく損害賠償債務の発生と市民の精神的損害に関し債務不履行責任に基づく損害賠償債務の発生、④予防接種法違反などを前提とした予防接種契約により予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付が執行されていること、また、間接損害として、⑤将来の市内人口の減少による固定資産税や住民税徴収額の減少が生じる旨主張するが、法に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国からの法定受託事務として、厚生労働大臣からの指示に基づき実施しているもので、その安全性や有効性の判断は、国が行っている。更に、このワクチン接種は、接種対象者又は保護者の文書による同意に基づき行われているものである。

請求人の主張にもあるように、ワクチン接種の有効性や安全性などに関する様々な見解等があることについては理解するが、それらの見解等を以て直ちにワクチン接種に係る財務会計上の行為が違法又は不当であるとして、市に直接及び間接の損害が生じるとする一連の主張は、国が実施を決定したワクチン接種事業そのものについて、その司法的判断を監査委員に求める内容であり、住民監査請求の指摘としては失当で、その余を判断するまでもない。

(2) ワクチン接種により執行された財務会計上の行為

ワクチン接種の違法性については、(1)により述べたところであるが、ワクチン接種に係る財務会計上の行為は、以下のとおりである。

ア ワクチン接種に係る契約と費用

(ア) 市は、埼玉県に委任し、さらに埼玉県が委任した全国知事会と日本医師会との間で新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約並びに変更契約が締結されていた。

(イ) 川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号。以下「事務決裁規程」という。）第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（2）予算の執行を伴わないものの表第3項第3号委託料のイの規定に基づき、市と医療機関以外との委託契約が締結されていた。

また、事務決裁規程第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第7号手数料及び第8号委託料の規定に基づき支出した。

イ 健康被害に係る費用

健康被害を受けた者の請求に基づき、市長が厚生労働大臣に進達し、因果関係があるものとして、厚生労働大臣が認定した結果を受け、市長が健康被害給付費の給付を決定した。

なお、当該給付費は、保健部新型コロナウイルスワクチン接種推進室長が、事務決裁規程第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第14号負担金、補助及び交付金の規定に基づき支出した。

(3) 財務会計上の行為そのものの違法性等

財務会計上の行為に違法又は不当な行為があればその責めを免れることはできないが、上記（2）ア及びイについて確認したところ、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実は認められない。

(4) まとめ

以上のとおり、乳幼児へのワクチン接種により執行された財務会計上の行為が違法又は不当であるとは認められず、これによって、損害は生じていないことから請求には理由がないと判断した。

また、住民監査請求の対象となるのは、財務会計上の行為であり、乳幼児への新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る公金の支出には、手続上の瑕疵も認められないことから不当な支出とはいえないものと判断する。